

○真岡市企業立地緑化促進事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第81号

(趣旨)

第1条 真岡市企業立地緑化促進事業補助金(以下「補助金という。」)の交付については、真岡市補助金等交付規則(昭和43年規則第2号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 真岡第5工業団地、大和田産業団地及び真岡てらうち産業団地(以下「対象地域」という。)への企業の立地及び対象地域内の緑化を促進するため、緑化事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緑化事業 対象地域内に取得した用地に緑地を整備する事業

(2) 緑地 10m²を超える区画された土地で、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 10m²当たり高木(成木に達したときの樹高が4m以上となる樹木をいう。以下同じ。)が1本以上あり、又は20m²当たり高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木をいう。以下同じ。)が20本以上あること。

イ 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがされているものに限る。)で地表が被われていること。

(3) 事業所 事業の用に供するために直接必要な施設

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 対象地域内に取得する用地の面積が1,000m²以上であること。

(2) 当該用地の取得から5年以内に、当該用地における事業所において操業を開始すること。

(3) 当該事業所において操業を開始した日から2年以内に、当該用地において緑化事業に着手すること。

(4) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、緑化事業を行う者以外の者が、当該事業所が設置される用地を取得した場合においては、当該緑化事業を行う者と当該用地を取得した者とを合わせて前項の要件を満たすときは、緑化事業を行う者を補助対象者とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、緑化事業に要した費用（既に国、県、市等の補助の対象となった経費があるときは、これを除く。）に3分の1を乗じて得た額（緑化面積1㎡当たり1,500円を上限とする。）とし、用地の取得1件に対し、1企業1回限りで500万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(事前報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として、緑化事業に係る工事着手予定日の属する年度の前年度の9月末日までに緑化事業計画の概要報告書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、緑化事業完了後1年以内に、真岡市企業立地緑化促進事業補助金交付申請書（別記様式第2号）に緑化事業完了書（別記様式第3号）を添付し、市長に申請しなければならない。

(緑地の管理義務)

第8条 補助金の交付を受けた者は、緑地について適切な管理を行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

真岡市長 様

所在地

申請人

名称及び

代表者氏名



緑 化 事 業 計 画 の 概 要 報 告 書

緑化事業計画の概要について、次のとおり報告いたします。

土地取得面積	m ²	
土地取得日	年 月 日	
操業開始（予定）日	年 月 日	
緑地面積	m ²	
緑 地 率	%	
緑地面積のうち市で 整備した緑地を除い た面積	m ²	
施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
植栽樹種		
緑化予定費用	円	

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

真岡市長 様

所在地

申請人

名称及び

代表者氏名 ㊟

真岡市企業立地緑化促進事業補助金交付申請書

真岡市企業立地緑化促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助要件審査のため市税の納付状況について、調査することに同意いたします。

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付資料

- (1) 緑化事業完了書
- (2) その他

***** 市 役 所 記 入 欄 *****

市 税 の 納 付 状 況	滞 納 な し ・ 滞 納 あ り
	年 月 日 担 当

別記様式第3号（第7条関係）

緑 化 事 業 完 了 書

事業所名 _____

土地取得面積	m ²	
緑地面積	m ²	
緑地率	%	
緑地面積のうち市で 整備した緑地を除い た面積	m ²	
施工完了日	年 月 日	
植栽樹種		
緑化費用	円	

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第7条関係）

別記様式第3号（第7条関係）